



厚生労働省

近畿厚生局

Kinki Regional Bureau Of Health And Welfare

Press Release

平成28年 1 月 22 日

元保険医療機関の指定の取消相当について

平成28年 1 月 18 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名 称	奈良デンタルクリニック
所在地	奈良県大和郡山市高田町148-4 リベルティ大和郡山01A号
開設者	水谷 京子
取消相当年月日	平成28年 1 月 22 日

※ 当該保険医療機関は、平成25年 9 月 30 日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 当該保険医療機関から平成25年 9 月 30 日付けで法人への経営譲渡を理由とした廃止届の提出があった。
- (2) 平成26年10月30日及び平成27年 2 月 5 日、当該保険医療機関から経営譲渡を受けた法人が開設する保険医療機関（以下「法人医療機関」という。）に対し新規個別指導を実施したところ、管理者から歯科訪問診療料について、実際には20分診療していないにもかかわらず20分診療したものとして診療報酬を請求した旨の回答があったことから新規個別指導を中止した。
- (3) 当該保険医療機関においても法人医療機関と同様に診療報酬を不正に請求していることが疑われたことから、平成27年 4 月 14 日ほか計 6 回の監査を実施した。

3. 指定の取消相当の主な理由

監査において判明した指定の取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。（付増請求）
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。（振替請求）
- (3) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。（その他の請求）

4. 不正・不当金額

監査において判明した不正・不当金額は、監査で使用した平成23年8月分から平成25年9月分までのレセプトのうち以下のとおり。

- ・ 不正金額 19名分 100件 1,086,380円
- ・ 不当金額 11名分 58件 372,110円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、保険医療機関の指定日（平成23年4月1日）まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5. 再指定

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消相当の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消相当
健康保険法第80条第6号